

第2回協議会での合意事項等と本日の進め方（案）

第2回たばこ火災被害の低減対策に関する協議会（平成23年3月2日）で、以下が合意・再確認された。

1. たばこ火災被害の低減に向けては、発火源、経過、着火物のそれぞれに着目した対策を総合的に進める必要がある。
2. 低延焼性たばこの効果検証及びそれを踏まえた低延焼性たばこの導入をめぐる法令による規制の是非に関する判断については、
 - ① 海外で行われている規制の規格に適合している製品を前提として議論を行う。
 - ② 効果検証に係る実験は、予め関係者間で十分検討の上で合意が得られた実験条件により行う。
 - ③ 先入観・予断を持たずに、実験・統計分析から得られた客観的なデータに基づき判断を行う。
3. 広報強化策は、たばこの消し忘れ等の注意喚起広報に加えて、防災品の使用促進に向けた広報も対象とする。
4. 平成23年度中に本協議会のもとで実施する検証・検討等の項目及び取りまとめ機関は、以下の通りとする。
 - ① 低延焼性たばこの火災抑制効果に係る共同検証（実験・統計分析）
→消防研究センター
 - ② 広報強化策の具体的検討
→全国消防長会及び日本たばこ協会
5. 中間取りまとめについては、事務局が提案した資料5「中間取りまとめ（骨子案）」を軸として、事務局において所要の作業を進める。

以上を踏まえ、本日の協議会では、

1. 中間とりまとめ（案）について協議を行う。
2. 低延焼性たばこの火災抑制効果に係る検証について、具体的な検証体制、作業内容、スケジュール等に関する協議を行う。
3. 平成23年度に実施する注意喚起広報に係る取組み強化策について報告を行う。